

法定福利費を明示した内訳書の提出について

平成30年4月1日 適用

建設業における社会保険等の未加入対策の一環として、これまで契約時に提出いただいている内訳書につきまして、従来の記載内容に加え、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示した上で、提出いただくことといたしました。

つきましては、平成30年4月1日以降に市が発注する工事（工事に係わる修繕を含む。）で、主に入札によって契約を締結する案件については、落札業者に決定された後、速やかに法定福利費を明示した内訳書（別添ファイルの参考様式をご活用ください。）を提出いただきますようお願いいたします。

なお、内訳書に記載いただく内容につきましては、大項目程度（直接工事費、共通仮設費等）としていただき、工事価格記載欄の下に「うち法定福利費」として、当該案件に係る法定福利費の記載をお願いいたします。

国土交通省では、法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順等を公表しています。法定福利費算出に当たっての参考にしてください。

- ・ 「建設業の社会保険未加入対策について（国土交通省ホームページ）」
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html
- ・ 「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」
<http://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf>
- ・ 「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（簡易版）」
<http://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf>